

2009年(平成21年)9月8日 火曜日

Q 夫との間には小学6年生の子どもがいます。夫は1年ほど前に家出をし、その後音信がなく行方がわかりません。パチンコや競輪などの賭け事に熱中して家族の生活を顧みなかったのですが、消費者金融からの督促もあります。離婚したいと思っていますが、どうしたらよいでしょうか。

音信不通の夫と離婚したい



なります。裁判上の離

婚原因については、民
法770条に「悪意に
遺棄されたとき」「生
死が3年以上明らかで
ないとき」「その他婚
姻を継続し難い重大な
事由があるとき」とい
ったことが定められて
「悪意の遺棄」とは、
正当な理由なく同居・
協力・扶助義務を怠る
ことをいいます。夫婦
げんかをして一時的に
家出をしても直ちには
これに該当しません
が、本件のようにパチ

裁判上の手続きを

ンコや競輪などのため
に借金をして1年間も
家出をしたという場合
には、「悪意の遺棄」
があるか、「婚姻を継
続し難い重大な事由」
があります。
第1回期日に夫が出

常は訴訟を提起する前
に調停の申し立てをす
る必要がありますが、
行方不明の場合はその
事情を述べて初めから
離婚訴訟を提起するこ
とができます。
第1回期日に夫が出

離婚訴訟は、被告で
ある夫に訴状が送達さ
れる必要があります
が、行方不明ですので
公示送達という方法で
(弁護士 松田健太郎)